

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッションを通し顧客満足度を高めることを基本に、新しいライフスタイルや価値の創造を通じて、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指す事により中長期的な企業価値の向上に取り組みます。

そのために、コーポレートガバナンスの充実に向けた取り組みを経営上の重要な課題と位置づけ、客観性・透明性を高め法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 4-1-3 取締役会の役割・責務】

当社は、最高経営責任者である代表取締役の後継者は、経験・知識・能力等を総合的に勘案し、当社を取り巻く環境や経営戦略に応じて、最適と考える人物を取締役会で選定してまいりました。最高経営責任者等の後継者については、重要な経営課題と認識しており、後継者計画の策定・運用については検討しておりますが、取締役会において後継者計画の策定・運用について、引き続き議論を重ねてまいります。

【補充原則 4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置しておりませんが、取締役候補の選任や取締役の報酬については、取締役会において独立社外取締役に對し説明を行い、適切な助言を得ております。このように、取締役候補の選任や取締役の報酬について、独立社外取締役の適正な関与・助言を得ていることから、これらに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分担保されているものと考えております。

【原則 4-11 取締役会・監査役会の実効性確保の前提条件】

当社の取締役会は、独立社外取締役2名を含む6名で構成されております。構成については、国籍や性別にとらわれず、経験・知識・能力等の多様性とバランスの確保に努め、実効性ある経営体制及び取締役会に実質的な議論を確保する為のメンバーとなっております。ジェンダーや国際性の面を含む多様性については、国際経験を有する取締役を選任しておりますが、ジェンダーについては、取締役会の実効性評価の結果や経営戦略の観点も鑑み、今後も引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則 1-4 政策保有株式】

当社は、取引先との円滑な取引関係の維持・強化などを目的として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値に資する場合には、当社取引先である会社の株式を保有することがあります。

また、政策保有株式については、中長期的な企業価値向上の視点で保有目的や経済合理性を検証し、保有の意義が乏しいと判断される株式については市場への影響等を勘案しつつ段階的に売却します。

なお、政策保有株式の議決権行使については、発行会社の株主価値向上および企業価値向上に資するものか否かの観点や当社グループに与える影響を考慮の上、適切に議決権を行使してまいります。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役会規程に基づき、取締役の競業取引、当社と取締役との利益相反取引について、取締役会の承認を要することとしております。当社および関係会社と役員およびその近親者との取引について、年に1回定期的に各役員に対して質問状を配布し、その有無を確認しております。なお、主要株主、その他の関連当事者間の取引については、会社法および金融商品取引法その他適用される法令ならびに東京証券取引所の規定に従って、適切に開示しております。

【補充原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループでは、企業年金の積立金の運用に関して、担当者を年金運用セミナーなど外部セミナー等に派遣することで資質の向上を図っております。また、運用担当部署である人事総務部は、運用の基本方針等を定めた運用管理規程に基づき、運用機関である生命保険会社や信託銀行から運用状況の情報を定期的に入手し、経理担当役員及び人事担当役員に報告しております。

【原則 3-1 情報開示の充実】

(1) 企業理念や経営計画等については、当社ホームページにて開示しております。 URL: <https://www.look-holdings.jp/irinfo/>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書で開示しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内において、優秀な人材を確保、維持できる水準を勘案した定額報酬としております。取締役及び監査役の報酬額については、各取締役及び監査役の職位に応じて、報酬額を決定しております。

また、2018年3月29日開催の第56回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。

(4) 取締役は、当社の取締役として必要な経験・知識・能力等を有するものを総合的に判断したうえで、取締役会において候補者として指名し、株主総会の決議により選任します。

監査役は、当社の監査役として必要な豊富な業務経験、適切な監督・監査に必要な独立性、監査役としてふさわしい人格を有するものを監査役会の同意を得た上で取締役会において候補者として指名し、株主総会の決議により選任します。

経営陣幹部の解任については、職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合、社外取締役・社外監査役も出席する取締役会において、十分な審議を行い決定いたします。

(5)当社は、取締役及び監査役の選任理由について、株主総会招集ご通知に記載しております。

【補充原則 4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、取締役会にて決議する事項を「取締役会規程」において定めており、取締役会において定款および法令に定めるもののほか、当社グループの経営の基本方針や重要事項等を決定しております。

なお、重要な子会社で決裁できる範囲は「報告・承認規程」において明確にし、円滑な意思決定の促進及び効率的な業務執行を図っております。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定していることに加え、取締役の法令順守、経営管理に対し必要な知見を有し、経歴や当社との関係を踏まえて、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、独立の立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを基本的な考え方として選考しております。

【補充原則 4-11-1 取締役会・監査役会の構成についての考え方】

当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である7名以内とし、実効性ある経営体制及び取締役会に実質的な議論を確保する為に必要かつ適切な人数で構成することを基本としつつ、経験・知識・能力等の多様性とバランスの確保に努めるものとしております。

当社は、取締役候補者を決定する際は、3-1(4)に記載のとおりであります。

【補充原則 4-11-2 取締役会・監査役の兼任状況】

当社の取締役・監査役が、当社の役員としての役割・責務を適切に果たすため、当社は、取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況を定期的に確認し、兼任状況に異動がある場合は、事前に連絡を受けております。

なお、取締役および監査役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知の参考書類において、毎年開示しております。

【補充原則 4-11-3 取締役会の実効性に関する分析および評価】

当社では、すべての取締役及び監査役に対して取締役会の構成、運営状況、審議内容等に関するアンケート調査を実施し、その集計結果に基づき、現状における取締役会の実効性について分析ならびに評価を行っております。その結果、本年における分析・評価の結果として、取締役会としての実効性は概ね確保されているとの評価が得られました。また、取り組むべき課題として挙げられた審議内容の更なる充実について、戦略的案件的進捗に対する報告機会を必要に応じて設け、各人の知見や経験を活かして活発で建設的な議論が行われております。

今後も継続的に改善策を立案し、実践を図ってまいります。

【補充原則 4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役がその役割を果たす為に必要とする情報を収集・提供するなど、取締役及び監査役の職務執行を支援しております。具体的には、社外役員全員に対して、経営陣幹部との対話など、当社の業務内容、事業課題を理解・共有する機会を定期的に提供しております。また、社外取締役に対して、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布、説明を行っております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値、株主共同利益の向上のため、株主および投資家との建設的な対話を行います。

- ・経営理念や経営戦略、業績等に対する理解を得るため、IR活動の充実に努めます。
- ・株主との個別面談については、IR担当部署を窓口とし、株主の希望及び面談の目的等を踏まえて、合理的な範囲で行います。
- ・株主との建設的な対話を促進するため、IR担当部署と関連部署は専門的見地に基づく意見交換や情報共有を定期的に行い、連携して対応を行っております。
- ・株主との対話を通じて得た有用な意見・要望は、取締役が把握し企業価値向上等に繋がるように適切かつ効果的にフィードバックを行っております。
- ・株主との対話にあたっては、法令及び関連規則等を遵守し、インサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	722,500	9.41
八木通商株式会社	424,900	5.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	342,800	4.46
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	218,699	2.85
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	176,014	2.29
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任理事 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	171,156	2.23
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	154,200	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	138,800	1.81
株式会社三越伊勢丹	134,400	1.75
株式会社三井住友銀行	130,867	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

1.三井住友信託銀行株式会社から、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする、2019年6月20日付の大量保有報告書の変更報告書により、2019年6月14日現在でそれぞれ以下のとおり当社株式を共同保有している旨の報告を受けております。共同保有者のうち三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社については、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称 三井住友信託銀行株式会社、所有株式数 30千株、株券等保有割合 0.39%

氏名又は名称 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、所有株式数 148千株、株券等保有割合 1.93%

氏名又は名称 日興アセットマネジメント株式会社、所有株式数 196千株、株券等保有割合 2.55%

2.大和証券投資信託委託株式会社から、大和証券株式会社を共同保有者とする、2019年6月20日付の大量保有報告書の変更報告書により、2019年6月14日現在でそれぞれ以下のとおり当社株式を共同保有している旨の報告を受けております。共同保有者のうち大和証券投資信託委託株式会社については、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称 大和証券投資信託委託株式会社、所有株式数 572千株、株券等保有割合 7.44%

氏名又は名称 大和証券株式会社、所有株式数 24千株、株券等保有割合 0.32%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福地 和彦	他の会社の出身者											
井上 和則	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福地 和彦	○	——	総合商社における豊富な国際経験と幅広い知識・見識を有しており、これらを当社の経営全般に活かし、また、当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言をいただけるものと考え、社外取締役として選任しております。 当該役員は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役であるため、当社のコーポレートガバナンスの充実に期待できるものと考え、独立役員に選任しております。

井上 和則	○	_____	繊維・アパレルビジネスに長年従事し、幅広い知識・見識を有しており、これらを当社の経営全般に活かし、また、当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言をいただけるものと考え、社外取締役として選任しております。 当該役員は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役であるため、当社のコーポレートガバナンスの充実に期待できるものと考え、独立役員に選任しております。
-------	---	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査室および会計監査人と内部監査および会計監査についての意見交換を行っており、必要に応じて実地監査への立会いも行
うなど、相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉田 徹	他の会社の出身者													
山崎 暢久	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

杉田 徹	○	三菱商事株式会社を退職し15年以上が経過しており、その後の勤務先および現在の事務所については、三菱商事株式会社との取引および資本関係はなく、出身会社の意向に影響される立場にありません。	三菱商事株式会社繊維部門の出身者で、商社繊維部門の豊富な経験と幅広い見識、知識を有しており、それらを活かし、適切に当社の監査をしていただけるものと考え、社外監査役として選任しております。 当該役員は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役であるため、当社のコーポレートガバナンスの充実に期待できるものと考え、独立役員に選任しております。
山崎 暢久	○	——	協和発酵キリン株式会社において、執行役員法務部長や監査役など要職を歴任し、豊富な経験と専門的な知識を有しており、それらを活かし、適切に当社の監査をしていただけるものと考え、社外監査役として選任しております。 当該役員は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役であるため、当社のコーポレートガバナンスの充実に期待できるものと考え、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	

譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、社外取締役を除く取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

2018年度における取締役及び監査役の報酬等の額は、次のとおりです。

取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額 基本報酬 138百万円、役員賞与16百万円、譲渡制限付株式報酬 6百万円、総額162百万円(支給 人員5名)

社外取締役の報酬等の額 基本報酬 18百万円、総額 18百万円(支給人員3名)

監査役(社外監査役を除く)の報酬等の額 基本報酬15百万円、総額15百万円(支給人員1名)

社外監査役の報酬等の額 基本報酬16百万円、総額16百万円(支給人員2名)

(注)

1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給を含めておりません。
2. 取締役の報酬等の総額には、2018年3月29日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。またその在任中に支給した報酬等の額は10百万円であります。
3. 取締役(社外取締役を除く。)の賞与の総額は、支給予定の額であります。
4. 取締役(社外取締役を除く。)の譲渡制限付株式報酬の総額は、譲渡制限付株式報酬として2018年度に費用計上した額であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

〔役員報酬の内容〕

役員の報酬等は、基本報酬、賞与および譲渡制限付株式報酬で構成しております。

基本報酬は、取締役および監査役を対象として、優秀な人材を確保、維持できる水準を勘案した定額報酬としております。

賞与は、取締役を対象として、過年度の連結業績等に基づき支給します。ただし、社外取締役へは支給していません。

譲渡制限付株式報酬は、取締役を対象として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与および株主の皆様との価値共有を進めることを目的として支給いたします。社外取締役へは支給していません。

〔決定方針〕

取締役の基本報酬、賞与および譲渡制限付株式報酬の額は、2018年3月29日開催の第56回定時株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。

監査役の基本報酬の額は、1991年3月30日開催の第29回定時株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。

〔社外取締役(社外監査役)のサポート体制〕

社外取締役及び社外監査役をサポートする専任のスタッフは配置していませんが、人事総務部が取締役会の招集日調整や連絡および議事録作成、その他事務処理等の業務を行っております。

〔代表取締役社長等を退任した者の状況〕

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
牧 武彦	相談役	経営及びその他事項に関する相談要請に応じ助言	非常勤、報酬有	2019/3/28	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

- ・当社は取締役会決議により、相談役を選任しております。
- ・長年にわたり経営に携わってきた経験・知見から経営・対外活動について必要に応じて助言を求めることがあります。但し、経営のいかなる意思決定には一切関与していません。
- ・上記の「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における、牧武彦氏の「社長等退任日」は、当社の代表取締役会長の退任日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、現在6名の取締役(うち社外取締役2名)からなり、経営に関する重要事項を決議します。原則として毎月1回開催し、代表取締役社長が議長を務めています。また、監査役が出席し、必要と認めたときは監査役の立場から意見を述べています。なお、取締役の経営責任を明確にし、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体質を構築するために、当社取締役の任期は1年となっております。

当社グループの重要な戦略、方針を協議決定する機関として経営会議を設けております。経営会議は、取締役(社外取締役を除く)4名からなり、必要に応じて適宜開催しております。

また、毎月1回、グループ月次報告会を設けており、各事業会社社長(または当該事業会社社長が指名する者)から業務執行に関する報告を受けております。

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、現在4名の監査役(うち社外監査役2名)からなり、原則として毎月1回開催し、監査に関する重要事項について報告を受け、協議を行います。監査役は全員取締役会をはじめとし重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握に努めるとともに、会計監査人または取締役もしくはその他の者から報告を受け重要な決議書類を閲覧し、協議のうえ監査意見を形成しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の基本方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが企業の社会的責任であると認識しており、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを経営上の最も重要な課題のひとつと位置付けております。その実現にあたって、当社の事業規模と業態を踏まえて、客観性・透明性を高め、経営責任を明確にすることによって、株主の皆様をはじめとするステークホルダーへの説明責任を果たしていけるものと考え、現行の企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を総会の日のおおむね3週間前に発送をしています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	議決権電子行使プラットフォーム及び当社ホームページに、招集通知(狭義の招集通知および株主総会参考書類)の英文を掲載しています。
その他	株主総会における議長による事業報告をビジュアル化しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役が、年2回決算説明会を行なっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信(四半期含む)、決算補足説明資料、中期経営計画、決算情報以外の適時開示資料等を当社ホームページIR情報(URL https://www.look-holdings.jp/irinfo/)に掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部がIR担当窓口となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンスマニュアル」を制定し、コンプライアンス体制を強化する目的で「コンプライアンス委員会」を設置しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、企業統治の更なる強化を図るため、実効性のある内部統制システムの構築と、法令遵守の体制の確立に努めております。
 - (2) 代表取締役直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程を定め、当社グループの各部署について法令・定款および社内規程の遵守状況を監査し、その改善に努めております。
 - (3) 取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の推進を図っております。
 - (4) コンプライアンスマニュアルを制定し、当社グループ役員および従業員が法令、社内規則および社会通念を遵守した行動をとるよう推進しております。
 - (5) 当社グループ横断的なホットライン(内部通報制度)を整備し、社内外に通報窓口を設け、情報の確保に努めます。報告、通報を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し担当部門と協議の上、全社的に再発防止策を実施いたします。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録しております。
 - (2) その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、常時閲覧可能な状態を維持しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 危機管理の管理体制として、危機管理規程を定め当社グループの個々のリスクに対し管理責任者を決定し、同規程に則った管理体制を構築しております。
 - (2) リスクを未然に防ぐため、代表取締役より任命された取締役を委員長とする危機管理委員会を設置し、適宜開催し情報収集を行い、リスク発生のおそれのある事項については対応策の策定に努めております。
 - (3) 不測の事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害および被害の拡大を最小限に止めるとともに、再発防止に努めます。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。また、取締役(社外取締役を除く)で構成される経営会議では、当社グループの重要な事業戦略、方針について協議決定を行っております。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細を定めております。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社の役職員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正を監視し、当社の取締役会に報告できる体制としています。
 - (2) グループ会社間で定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努めてまいります。
 - (3) 内部監査室は、適時グループ会社の業務遂行等の監査を実施いたします。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができます。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - (1) 指名された使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令は受けないものとし、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有するものとします。
 - (2) 監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとします。
8. 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができます。
 - (2) 当社ならびに子会社の取締役および使用人は、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為、あるいは当社グループに重大な損害を与える事実を発見した場合は直ちに監査役に報告することとします。また、コンプライアンス委員会および危機管理委員会は、当社グループ内で受けた報告事項を監査役に報告することとします。
 - (3) 監査役への報告ならびに両委員会へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会および当社グループの重要な会議に出席し、取締役および使用人に説明を求めることができるものとしております。
 - (2) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について、内部監査室からは業務監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。
 - (3) 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要なと明らかに認められた場合を除き、当該費用または債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、コンプライアンスに徹し透明性の高い経営を目指し、社会規範、倫理に基づく行動を重要な社会的責任として自覚しており、反社会的勢力に対して利益供与を行わず、また、反社会的勢力からの不当な要求に応じないことを基本方針としております。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - (1) 当社グループは「コンプライアンスマニュアル」に基づき、反社会的勢力排除に向けた対応を周知徹底しております。
 - (2) 当社人事総務部が警察署、関係団体、弁護士等と連携するとともに関係部署と情報共有を図り、組織的な対応ができる体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

(株式会社の支配に関する基本方針)

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッションを通し顧客満足度を高めることを基本に、1962年の創業以来、主に婦人服の企画・生産・販売の一貫した営業活動により、新しいライフスタイルや価値の創造を通し、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことを経営方針とし、「Spirit of "Challenge"」「Spirit of "Creativity"」「Spirit of "Craftsmanship"」の精神を軸にした経営を実践してまいりました。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするため、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいりました。あわせて不測の事態に迅速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略としております。このような経営戦略のもと、企業として、ブランド力を確立し、競争力と収益力を高め、より良い経営風土作りと経営体制の強化を進めてまいりました。

当社の携わるファッションビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッションをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉に対する十分な理解がなく、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを基本方針といたします。

2. 基本方針の実現に資する取り組みおよび不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、消費者のニーズを的確に捉え、時代が求める上質で洗練された商品提案を心がけるとともに、安定的な収益確保のための効率的な商品運営を継続して進めてまいります。また、今後も市場に対して新たな提案となる新規ブランドの開発や育成に注力しながら経営資源の集約化を図ってまいります。

当社は、これらの企業理念と諸施策のもと、当社企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。その一方で、上記のような当社企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、2017年3月30日開催の当社第55回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件」(以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を「本プラン」といいます。)議案のご承認をいただき、本プランの有効期間は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

なお、本プランの概要は、次のとおりであります。

(1) 本プランの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定め、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ウェブサイト等への掲載等により周知させ、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、およびそれらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

(2) 本プランの内容

(イ) 対象となる大規模買付等

本プランは以下のa.またはb.に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を行い、または行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

(ハ) 「本必要情報」の提供

上記(ロ)の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な日本語で作成された情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を、提出していただくべき情報の量等に応じて取締役会が適当と認める期限までに、当該「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご

判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が、独立委員会に諮問し、その勧告を踏まえた上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

その概要は以下のとおりであります。

- a. 買付者等およびそのグループの詳細
- b. 大規模買付等の目的、方法および内容
- c. 大規模買付等の対価の算定の根拠
- d. 大規模買付等に要する資金の裏付け
- e. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合、または買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関して担保契約等を締結する予定がある場合には、その具体的内容
- f. 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、その内容および当該第三者の概要
- g. 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- h. 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- i. 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- j. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を踏まえた上で、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと合理的に判断する場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適切と判断する時点でその旨を開示いたします。

(二) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供完了通知日から起算して以下のa. またはb. の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

a. 対価を現金（円貨）のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間

b. その他大規模買付等の場合には最長90日間

なお、当社取締役会は、上記の取締役会評価期間を延長する必要があると認めるときは、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、上記a. およびb. の期間をそれぞれ最大30日間を限度として、必要な範囲で延長することができます。ただし、延長は原則として一度に限るものとします。取締役会評価期間を延長した場合、当社取締役会は、延長の理由および延長期間等について、速やかに開示いたします。

買付者等は、この取締役会評価期間の経過後（ただし、当社取締役会が、後記（ヘ）の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、当該株主総会の終結後）においてのみ、大規模買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。

当社取締役会は、これらの評価・検討を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様にご代案を提示することもあります。

(ホ) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランに基づき対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保とするため、企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等で、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を受けます。独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または結果として買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

(ヘ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重の上、対抗措置の発動に関する決議を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様にご判断していただくべきと判断する場合には、株主総会招集の決議をし、当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置の発動に関する決議を行います。なお、対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当を行うこととします。

3. 上記2. の取り組みが、上記1. の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、次の理由から上記2. の取り組みが上記1. の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」における買収防衛策に関する内容を踏まえた内容となっております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記2. に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランへの更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、2017年3月30日開催の当社第55回定時株主総会において、本プランへの更新に関する議案を付議し、ご承認をいただいております。本プランの有効期間は、当該定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、本プランの更新および廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。更に、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様のご意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様のご直接の意思に依拠することとなります。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社と特別の利害関係のない有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様へ情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、下記のとおりです。

1. 適時開示体制の概要

会社情報の適時開示は、情報取扱責任者である情報開示担当取締役が行うこととしております。当社は、金融商品取引法、その他関係諸法令および東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」といいます。)に従い、重要情報の開示を集中管理の元で、迅速に公表ができる社内体制を整備しております。

2. 適時開示業務を執行する体制及び開示手続の概要

当社は、会社情報の適時開示における専任の担当部門は設置していませんが、社内及び関係会社等より収集される情報により、開示責任者である情報取扱責任者のもと、開示対象情報の内容に応じて主に経理部、経営企画室、人事総務部の責任者により情報の分析・正確性等の確認・開示資料作成のプロセスを経て、公表手続きを経理部が行う社内体制を整備しております。

開示対象情報の内容ごとの手続および開示方法は以下のとおりです。

(1) 発生事実に関する体制及び開示手続

発生事実に関する重要情報は、当社の各部門の責任者や関係会社代表取締役より速やかに代表取締役へ報告され、適時開示規則に従い当社が開示すべきと判断した重要事実が発生した場合、必要に応じて会計監査人並びに弁護士への確認・アドバイスを受け、情報取扱責任者の指示により、担当部門が開示資料を作成し、経理部が公表手続きを行っております。

(2) 決定事実・決算情報に関する開示手続

原則として毎月一回開催する定時取締役会のほか、必要に応じて開催する臨時取締役会または経営会議で決定した決定事実について、適時開示規則に従い開示が必要な情報や当社が開示すべきと判断した事実、また、四半期および期末決算情報について、迅速に公表ができる社内体制を整え、決算情報については会計監査人による監査並びにレビューを受け、その他決定事実については必要に応じて会計監査人並びに弁護士への確認・アドバイスを受け、開示が必要な情報は情報取扱責任者の指示により、担当部門が開示資料を作成し、経理部が公表手続きを行っております。なお、監査役会は原則として毎月一回開催し、監査役は取締役会のほか当社グループの重要な会議に参加し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握し、監査意見を形成する体制を整えております。

(3) 情報の開示方法

上記情報の開示については、社内承認手続きを経た後、情報取扱責任者による東京証券取引所へ開示内容に関する説明実施とともに経理部が同取引所の運営する「適時情報開示システム(TDnet)」で開示資料の提出を行います。あわせて記者クラブへの開示資料の投函を行い、その後当社ホームページに掲載すること等により開示後速やかに同一情報の提供を行い、情報の徹底を図っております。

3. 適時開示体制のモニタリング制度の整備状況

当社の適時開示体制の運用性の実効性を確保するため、内部監査部門である内部監査室が適時開示体制の整備・運用状況をモニタリングし、その網羅性・正確性・適法性等に照らして不備・欠陥が存在しないか、存在した際に改善提案等を実施する体制を整備しております。

また、業務執行機関から独立した立場にある監査役に対しても日常的に開示情報が伝達され、業務執行の監査の観点からモニタリング制度が有効に機能する体制を整備しております。

【参考資料】模式図

